

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第21号
件名	「通学路の合同点検」実施と併せ、歩道のない区道において区が白い実線をペイントする際の要綱・要領・基準等といった手続き的根拠を整えることを求める 請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には歩道の設けられていない区道が多くあり、その両側あるいは片側に白い実線がペイントされていますが、その白い実線が道路法第45条第1項で規定する「区画線」であるか、それとも道路交通法第2条第1項第3の4号で規定された「路側帯」を区画する道路標示であるか、あるいは「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示でもなく、区道の道路管理者である区が独自の判断でペイントした単なる白い実線か、区民が判別するのは極めて困難です。

また、区が独自の判断でペイントした単なる白い実線は、「区画線」や、「路側帯」を区画する道路標示のように法令的・手続き的な根拠がなく、区の恣意的な判断において予算執行されペイントされています。歩道の設けられていない区道の多くは狭隘な上に、区民の通学路や生活道路となっており、歩行者の安全を確保する上でも「区画線」や、道路標示によって「路側帯」を区画することは重要であり、区が独自に単なる白い実線をペイントするにしても、要綱や要領、基準等の手続き的な根拠を整えた上で予算執行することが求められます。

千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、菅義偉首相は全国の通学路の合同点検を指示。文部科学省と国土交通省、警察庁が「通学路における合同点検等実施要領」を作成し、全国の自治体に実施を通知したところです。つきましては、「合同点検」実施と併せ、歩道の設けられていない区道の歩行者安全対策を充実する観点から、区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 歩道の設けられていない区道において、路端よりに設けられた白い実線が①道路法第45条第1項で規定する「区画線」であるか、それとも②道路交通法第2条第1項第3の4号で規定された「路側帯」を区画する道路標示であるか、あるいは③「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示のいずれでもない単なる白い実線であるか、区民が容易に判別できるような地図などを作成し、区民が区のホームページ上で閲覧できるようにしてください。
- 2 区が区道において「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示でもない単なる白い実線をペイントする際の手続き的な根拠（要綱・要領・基準等）を整え、この手続きに則り実施するようにしてください。